

農地 Q&A



Q 農業経営者も、工場・商店の経営主やアパート等を貸し付けている人と同じように、固定資産税の償却資産の申告が必要だと聞きましたが？

A 農業も申告が必要な事業に含まれています。

前年1月1日現在農業を営んでいる方は、1月31日までに償却資産の申告が必要です。申告が必要な方は、確定申告の減価償却費の計算で、未償却残高の合計が150万円以上の方です。農業で申告の必要な償却資産とは、ビニールハウス、サイロ、堆肥舎、乾燥機、粉摺機、管理機などです。なお、軽自動車税の課税対象になるものは、申告の必要がありません。

お問合せ 松本市役所資産税課 電話 33-4398

よもやまばなし



波田地区 農業委員 百瀬 秀一

栄華を極めた 信濃日光「若澤寺跡」

松本平の西にそびえる鉢盛山の麓、梓川の右岸に広がる波田地区は、スイカの生産をはじめとした農業の盛んな地域として知られていきましたが、近年は宅地化がすすみ、松本中心市街地のベットタウンとしての性格もあわせ持つ地域です。

その波田地区には、千年もの歴史を持ち「信濃日光」と呼ばれていた「若澤寺（にやくたくじ）」という寺院が存在していました。奈良時代に創建し、坂上田村麻呂が再建した

という伝承を持つっており、もとは波田の西方にある白山の中腹にありましたが、江戸時代のころ山の麓に移されたそうです。寺歴ははっきりしませんが、中世以降は時の権力者に守られ、江戸時代には「東



↑若澤寺跡

の牛伏寺、西の若澤寺」と呼ばれ、松本平全域から寄進を受けるなど、信濃を代表する古刹としてその名が知られていたとのこと。明治初年に吹き荒れた廃仏毀釈により廃寺となりましたが、今でも地元の地区や近隣の寺院には、若澤寺ゆかりの文化財が多く残されています。

近年まで若澤寺跡地には石垣などしか知られておらず、幻の寺としてその存在は明らかではありませんでしたが、発掘調査などにより建物の礎石や大量の遺物が見つかるなどして、その存在が次第に明らかになり、往時をしのぶことができます。

現在は地権者の組合や地元住民を中心に「若澤寺保存会」が設立され、草刈りなどの整備を行い、地域の宝として大切に守られております。

編集後記

昨年は猛暑に見舞われ、今年には春先からの凍霜害により、県内では果樹や野菜に35億円を越す多大な被害が発生しました。被害に遭われた農家の皆さまには心からお見舞い申し上げます。特に、梨やりんご等果樹については、「今年の収穫は諦めて来年の為に木作りをします」と話すのを聞くと、何かやりきれない思いと、今後、農業離れが起きないか心配になります。対策はどうだったのか、各共済対応等の自己防衛にも限界があり、市県国による緊急支援対策の実施を農業委員会でも要請したいと思えます。

【農業委員会だより編集委員会】

- 編集委員長 堀内 忠雪
副委員長 百瀬 貞雄
委員 荒井 和久
百瀬 道雄
田中 悦郎
赤羽 隆男
金子 文彦
古沢 明子
百瀬 秀一
中島 孝子
赤広 章子
高山 里子
長谷川和代